第15回廿日市市・大竹市障がい者ふれあい交流スポーツ大会

気象警報発令・地震発生に係る対応について

1.気象警報発令に係る対応

(1)基本方針

「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」のいずれか1つでも発令された場合、次の対応をとる。

午前6時の時点で発令されている場合、大会は中止とする。

2. 地震発生時の対応

(2)基本方針

午前6時の時点で「震度5弱」以上の地震が発生した場合、大会は中止とする。